




はしがき


建設業に関する行政手続は、手続に係る数多くの要件をチェックして進めていく必要があります。また、官公庁からの発注案件を受注するためには、許可を維持していただくに留まらず、入札に参加する前提となる「経営事項審査」（経審）を毎年受審するとともに、個々の入札に参加するためには発注機関に建設業者の情報を登録しておく必要があります。

この「建設業許可」「経営事項審査（経審）」「入札参加資格登録申請」は一連の流れとして把握しておくことが肝要であり、それぞれの手続における要件の充足もさることながら、相互の手続における関連性を熟知することによって、公共工事の受注を目指していくことが望まれます。

「建設業の許可は一般建設業のままでよいのか、特定建設業にランクアップすべきか」「事業者の資産状況は許可要件を充足しているか」「営業所と現場それぞれに配置する技術者は足りているか」「自社が得意としている建設工事の発注機関への入札参加の資格は整っているか」等々、一貫した視点の下で経営戦略を立てて行く必要があります。

本書は、このような視点から、「許可」「経審」「入札」の手続を一まとめに鳥瞰できるよう構成し、解説を加えています。「許可」のみ、あるいは「経審」のみについて発行されている書籍は数多くありますが、「入札参加資格登録申請」の実務で使用する参考書式も取り入れ、「入札」まで見通した構成となっているのは本書がはじめてであろうと思います。





また、著者は長年東京都より委嘱を受けて建設業許可および経営事項審査の窓口で「相談員」を務めております。年間を通して数多くの相談を受けた経験から身につけた、「許可」「経審」の手引きに直接現れない「ポイント」を本書では「コラム」の形式で解説している点も、他の書籍にはない特色といえましょう。

近年、建設業法は段階的に改正されています。中でも経營業務管理責任者の選任要件や経営事項審査手続など重要項目の改正が続いています。また、高齢化による建設業就労人口の減少、女性の社会進出、日本国全体の少子高齢化、IT技術の普及とデジタル社会の発展など、様々な事象が行政手続にも影響を及ぼし変化が生じているところで

そして、いよいよ許可申請と経営事項審査申請の電子申請システムが構築され、押印を伴わない申請方式が令和5年1月より稼働し始めました。今までにない革新的な行政手続に携わるにあたっては、変化に柔軟に対応しつつも法律の趣旨を十分に理解し、未来を見据えた考え方を先取りしていく必要があります。

建設業を営む事業者の方をはじめ、手続に関与される行政書士等の有資格者の皆様にも、参考になる内容となっていると考えております。ぜひ、ご活用いただければと思います。

令和5年3月

行政書士 塩田 英治



Contents

第1章 建設業の許可

- 1 建設業許可の基本事項 14
 - (1) 建設業の定義 14
 - (2) 許可を必要とする工事と許可を要しない工事 14
 - (3) 許可の種類 15
 - (4) 営業所とは 16
- 2 建設工事の種類：2種類の一式工事と27種類の専門工事 17
 - (1) 2種類の一式工事（土木系と建築系） 17
 - (2) 27種類の専門工事 17
 - (3) 業種区分の新設 ～解体工事業許可～ 18
 - (4) 技術者の実務経験の取扱い 19
- 3 許可の区分（一般建設業と特定建設業） 21
 - (1) 専任技術者に関する要件の強化 21
 - (2) 財産的基礎等 22
- 4 許可の有効期間と行政からの証明文 25
 - (1) 許可の有効期間 25
 - (2) 許可通知書 25
 - (3) 許可証明書 25
- 5 許可の主な要件 26
 - (1) 〈要件その1〉 常勤役員等（経營業務の管理責任者等） 26
 - (2) 〈要件その2〉 専任技術者 34
 - (3) 〈要件その3〉 請負契約の履行に十分な財産的基礎の確保（または金銭的な信用力） 35
 - (4) 〈要件その4〉 請負契約に関しての誠実性 36

(5) 〈要件その5〉 建設業法に定める欠格要件に該当してないこと	36
(6) 〈要件その6〉 暴力団の構成員になっていないこと	37
6 許可申請手続の種類（申請の区分）	40
7 許可の有効期間の調整（許可の一本化）	42
8 許可申請に係る提出書類の種類	43
(1) 建設業許可申請書類、添付書類	43
(2) 建設業許可申請書類、添付書類（別とじ用）	45
(3) 確認資料等	46
9 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の確認資料	47
(1) 選任する対象となる人物が申請事業者に現在常勤していることの確認資料	47
(2) 選任する対象者が過去に建設業の経営に携わった経験を確認する資料	51
(3) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）を補佐する者を選任する際の確認資料	54
10 専任技術者の確認資料	57
(1) 専任技術者とは	57
(2) 専任技術者の確認資料	58
11 押印の廃止について	63
12 建設業許可申請書の作成	64
㊦ 建設業許可申請書	64
㊦ 役員等の一覧表	68
㊦ 営業所一覧表（新規許可等）	70
㊦ 収入印紙等はり付け用紙	72
㊦ 専任技術者一覧表	74

㊦	工事経歴書	76
㊦	直前3年の各事業年度における工事施工金額	80
㊦	使用人数	83
㊦	誓約書	84
㊦	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	86
㊦	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	89
㊦	常勤役員等の略歴書	95
㊦	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	96
㊦	専任技術者証明書（新規）	98
㊦	実務経験証明書	102
㊦	指導監督の実務経験証明書	106
㊦	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	110
㊦	許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	114
㊦	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	116
㊦	株主（出資者）調書	118
㊦	開始貸借対照表	119
㊦	財務諸表（法人用）	120
㊦	営業の沿革	140
㊦	所属建設業者団体	142
㊦	健康保険等の加入状況	144
㊦	主要取引金融機関名	146
13	建設業許可を承継する制度	147
(1)	相続の場合	147

(2) 事業譲渡・譲受、合併、会社分割の場合	148
㊦ 譲渡及び譲受け認可申請書	151
㊦ 合併認可申請書	153
㊦ 分割認可申請書	155
㊦ 届出書（譲渡及び譲受け・合併・分割認可用）	157
㊦ 相続認可申請書	158
㊦ 届出書（相続認可用）	160
14 電子申請システム（JCIP）について	164
(1) JCIP のイメージ（申請者→行政庁）	164
(2) JCIP で行うことができる手続	166
(3) JCIP のイメージ（行政庁→申請者）	166
(4) 委任関係の構築	167
(5) 既存のソフトウェアで作成したデータの取り込み・取り出し	168
(6) バックヤード連携	168
(7) 公文書である通知の受領	168
(8) 申請手数料	169

第2章 経営事項の審査申請

1 手続総論	172
(1) 経営事項審査（経審）とは	172
(2) 結果通知書の受領	173
2 経営規模等の評価と総合評定値との関係	174
3 総合評定値（P点）を取得するまでの手続	176
(1) 決算に関する手続	176

- (2) 経営状況の分析機関 176
- (3) 決算から経審に至るまでの手続の流れ 178
- 4 経営事項審査の有効期間 181
- 5 経営事項審査を受けると… 182
- 6 審査手数料 182
- 7 申請書類 185
- 8 ①経営事項審査に係る鑑となる書類（東京都の場合）
186
- 9 ②経営規模等評価申請書、総合評定値請求書 187
- 10 ③工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高
192
 - (1) 2年平均を採用すべきか、3年平均を採用すべきか 193
 - (2) 経審用の工事経歴書の作成 193
- 11 工事経歴書作成のイメージ 195
 - (1) 記載の順番 195
 - (2) どこまで記載すべきか 195
 - (3) 内訳のある業種 196
 - (4) 完成工事高の振替 197
 - (5) 完成工事の裏付け資料の確認 199
 - (6) 各工事に配置される技術者 200
 - (7) その他 203
- 12 ④その他の審査項目（社会性等） 205
 - (1) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況
207
 - (2) 建設業の営業継続の状況 213
 - (3) 防災活動への貢献の状況 213

- (4) 法令順守の状況 213
 - (5) 建設業の経理の状況 214
 - (6) 研究開発の状況 215
 - (7) 建設機械の保有状況 216
 - (8) 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 218
- 13 ⑤技術職員名簿 221**
- (1) 加点の対象となる事由 222
 - (2) 技術職員名簿に記載することができる者 224
 - (3) 技術者の継続教育（CPD）の受講について 229
 - (4) 記入する上で注意すべき点 229
 - (5) 評価項目分類の変更および新設について 230
- 14 ⑥経営状況分析結果通知書 238**
- 15 ⑦継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 239**
- 16 ⑧建設機械の保有状況一覧表 240**

第3章 入札参加資格登録

- 1 総論 242**
- (1) 入札の方式 242
 - (2) 「指名願い」とは 242
- 2 発注機関 245**
- 3 入札参加資格登録の申請方法 246**
- (1) 電子申請（インターネット経由での申請） 246
 - (2) 一元受付 247
 - (3) 登録の時期と登録の有効期限 247

4 申請手続の流れ 249

- (1) 国の機関のインターネット受付の場合 249
- (2) 紙の申請書による申請手続の場合 251
- ㊦ 受付票の具体例1：国の受付票 253
- ㊦ 受付票の具体例2：東京都の受付票 254
- ㊦ 参加資格認定通知書（国のインターネット一元受付の場合）
257
- ㊦ 東京都の工事関係の入札参加資格登録定期受付の場合 258

5 申請書の作成 259

- (1) 電子的な（インターネットを利用した申請を行う）方式を利用しない場合（紙ベースの申請書を利用する方式）の作成方法 259
- ㊦ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事） 261
- ㊦ 同申請書2枚目・年間平均請負完成工事高／申請希望部局記載（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」） 262
- ㊦ 同申請書3枚目・年間平均請負完成工事高／申請希望部局記載（「港湾空港関係」） 263
- ㊦ 工事分割内訳表 264
- ㊦ 業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」共通）資本・役員関係 265
- ㊦ 業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その1） 266
- ㊦ 業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」その2） 267
- ㊦ 業態調書（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」・「港湾空港関係」共通）国交省退職者関係 268
- ㊦ 営業所一覧表 269
- ㊦ 納税証明書 270
- ㊦ 委任状 271

(2) 電子的な（インターネットを利用した申請を行う）方式による場合の申請書の作成方法 273

- ㊦ 申請する自治体を選択する画面 274
- ㊦ 申請者の基本情報を記入する基本カード(1) 275
- ㊦ 申請者の基本情報を記入する基本カード(2) 276
- ㊦ 申請者の基本情報を記入する基本カード(3) 277
- ㊦ 申請者の基本情報を記入する基本カード(4) 278
- ㊦ 申請者の施工実績を記入する業態カード(1) 279
- ㊦ 申請者の施工実績を記入する業態カード(2) 280
- ㊦ 申請者の施工実績を記入する業態カード(3) 281

巻末資料

- 経營業務の管理責任者の個別認定申請について 286
- 監理技術者制度運用マニュアル 297
- 技術者の資格（指定学科）表 333
- 技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表 334

コラム

- 施工した工事は何？ ～件名ではなく実態で判断～ 20
- 営業所ごとに異なることがある許可業種 23
- 経營業務の管理責任者の選任要件は緩和されたのですか？ 32
- 日付や期間の計算に注意しましょう 38
- 役所で証明書を取得するときに注意すること 56
- 不測の事態に備えて社内体制を整備しましょう 61
- 許可の更新手続の受付期間に注意しましょう 67

申請をやめるとお金は戻ってくるか？	73
手続の電子化は序章。その先にあるものは？	79
附帯工事という考え方	82
裏付け資料の収集は経験と知識がモノを言う	93
許可申請で用いられたデータの確認はどうすればよいか？	97
一人で兼任できない役職に注意しましょう	100
実務経験として認めてもらえない場合があるので要注意！！	104
指定学科の制度を有効に活用しましょう	108
他社の登録が抜けていないと手も足も出ません	112
「令3条の使用人」って誰がなれる？ 何ができる？	117
税関係の証明書の発行時期に注意しましょう	138
手引き—ガイドライン—通達—建設業者のための建設業法	161
建設業法改正の内容を詳細に定める建設業許可事務ガイドライン	162
経審を受ける場所や実施時期は自治体によって様々	180
通常のケースではない場合の経審の受け方	183
社内での力関係 「手続の担当者」と「現場の担当者」	190
現場に張り付いていなければならない技術職員	204
防災協定と BCP・BCM	220
監理技術者資格者証について	237
コリンズの制度	243
許可取得後のステップアップに向けて計画的に準備を進めましょ う！	272
手続の電子化と行政手続における DX は何をもたらすか？	282
建設キャリアアップシステムについて	283

第1章

建設業の許可

1

建設業許可の基本事項

(1) 建設業の定義

建設業法でいうところの「建設業」とは、元請、下請、その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいいます。「請負」は、民法で規定される典型契約の一種で、当事者の一方（請負人）が、ある仕事を完成することを約束し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束することにより成立する契約をいいます。したがって、この定義に当てはまらないものは、建設業に類似する行為であっても建設業法で定められる「建設業」には該当せず、例えば労働力の提供のみ（いわゆる「人工出し」）、設備のメンテナンス（業務委託）、建売住宅の売買などは「請負」に当たらないため「建設業」には含めることができません。

(2) 許可を必要とする工事と許可を要しない工事

建設工事には、許可を受けていなければ施工することができない工事と許可を受けていなくても施工できる工事があります。建設業法では、以下のとおり定められています。

① 許可を必要としない場合（許可を受けなくてもできる工事＝軽微な建設工事）

A：建築一式工事の場合

- i 1件の請負代金が1,500万円（消費税込）未満の工事
- ii 請負代金の額に関わらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未

満の工事

(主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの)

上記の i あるいは ii に該当する工事を施工する場合には建設業の許可は不要とされています。

B：建築一式工事以外の工事の場合

1 件の請負代金が500万円（消費税込）未満の工事を施工する場合については、建設業の許可は不要とされています。

② 許可を要する場合

上記①を除くすべての建設工事の施工については建設業法で定める許可が必要とされています。

以上の建設業許可の要・不要を判断する場合においては、次の点に注意が必要です。

- 請負代金の限度に達しないように工事を分割して請け負う場合は、全体を1つの工事とみなして合計金額で判断されます。
- 注文者が原材料を提供している場合は、その価格と運送費が請負契約の代金に加算されて判断されます。

(3) 許可の種類

建設業の許可には、国土交通大臣許可と都道府県知事許可があります。営業所が単一の都道府県内に存在する場合（複数の営業所が存在する場合を含む）の許可権者は都道府県知事となり、営業所が複数の都道府県に存在する場合の許可権者は国土交通大臣となります。

国土交通大臣許可の許可事務については、主たる営業所の所在する地域を管轄する国土交通省の各地方の機関が所管となります。北海道

開発局、沖縄開発局のほか、各地方整備局の建設業担当部署が取り扱っています。

(4) 営業所とは

建設業法では、営業所の存在は許可の付与を考える上で重要な判断基準となります。請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所として、少なくとも①契約締結に関する権限を委任された者が存在し、②営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品等の物理的な施設を備えていることが必要です。

主たる営業所以外に建設業法上の営業所が存在する場合は、建設業法施行令第3条に規定する使用人（以下、「令3条使用人」という）を配置しなければなりません。通常は支店長、営業所長など、その事務所を統括する代表者が就任します。

また、営業所が実態を伴ったものであるかどうかを確認するために、許可申請の段階で①最寄りの駅、バス停など主要交通機関から所在地までの経路図、②建物外観や営業所内部の写真、③事務所の使用権限を証するための契約書の写しなどの提出が要求されます。



建設工事の種類：2種類の一式工事と27種類の専門工事

(1) 2種類の一式工事（土木系と建築系）

① 「土木一式工事」

土木系の建設工事のうち、原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に土木工作物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事をいいます。

具体的には、橋梁、ダム、空港、トンネル、高速道路、鉄道軌道（元請）、区画整理、道路・団地等造成（個人住宅の造成は含まない）、公道下の下水道（上水道は含まない）、農業・灌漑水道工事を一式として請け負うものが該当します。

② 「建築一式工事」

建築系の建設工事のうち、原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に建築物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事をいい、建築確認を必要とする規模の建物の新築工事や増改築の工事が該当します。

(2) 27種類の専門工事

専門工事は、以下の27種類に細分化されています。

大工工事	鉄筋工事	熱絶縁工事
左官工事	舗装工事	電気通信工事
とび・土工・コンクリート工事	しゅんせつ工事	造園工事

石工事	板金工事	さく井工事
屋根工事	ガラス工事	建具工事
電気工事	塗装工事	水道施設工事
管工事	防水工事	消防施設工事
タイル・れんが・ブロック工事	内装仕上工事	清掃施設工事
鋼構造物工事	機械器具設置工事	解体工事

- それぞれの工事種に合わせて29業種の許可が用意されています。

(3) 業種区分の新設 ～解体工事業許可～

平成28年6月1日、約40年ぶりに建設業許可の業種区分が見直され、新たに「解体工事業」の許可が新設されました。

- ① 平成28年6月1日の改正法施行日前の「とび・土工工事業」に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなします。

- ② 解体工事業の技術者の要件は、次のとおりです。

ア 監理技術者の資格等（特定建設業許可の専任技術者も同様）

は、次のいずれかの資格等を有する者

- i 1級土木施工管理技士^{※1}
- ii 1級建築施工管理技士^{※1}
- iii 技術士（建設部門または総合技術監理部門（建設））^{※2}
- iv 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の「指導監督的な実務経験」を有する者

イ 主任技術者の資格等（一般建設業許可の専任技術者も同様）

- i 監理技術者の資格のいずれか
- ii 2級土木施工管理技士（土木）^{※2}
- iii 2級建築施工管理技士（建築または躯体）^{※2} など

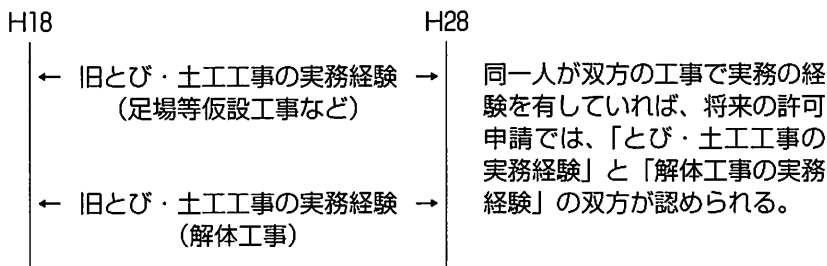
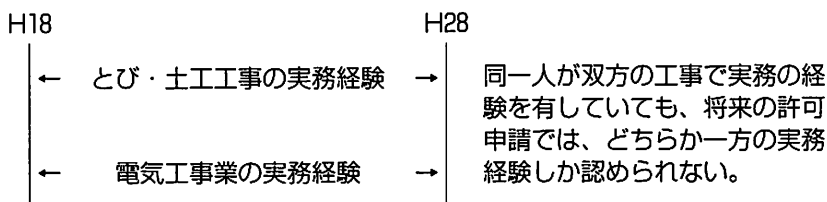
解体工事業の技術者になることができる資格区分は上記以外にも多数あります。資格ごとに要件が詳細に分かれていますので、国土交通省から発出された通達やガイドライン、地方整備局や都道府県が発行する許可の説明書等で確認する必要があります。

- ※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要
- ※2 解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要など、技術者資格ごとに条件が付されているため、事前に十分に確認する必要があります。

(4) 技術者の実務経験の取扱い

通常は、同時期に2つの業種について実務経験が証明可能であっても、実務経験期間の重複は認められません。

しかし、平成28年5月31日までに請け負った旧とび・土工工事業の実績での実務経験に限り、同期間の中に解体工事の実績があれば、実務経験期間が重複していても双方の実務経験期間に計上が可能です。





施工した工事は何？ ～件名ではなく実態で判断～

経営業務の管理責任者や専任技術者を選任するにあたって、役員を勤めていた期間中の企業が工事を請け負っていた書証を収集したり、技術者が携わった工事実績を裏付ける契約書等を収集する機会があります。これらの書証は、作成当事、必ずしも「後で建設業許可申請の際に裏付資料として使用することになる」と意識して作成されるものではありません。当事者間で平時使用している契約書や発注書、工事請書、請求書などが使用されていますが、工事の件名の記載も取引の慣習に左右されます。

例えば、「〇〇小学校体育館防水工事」「〇〇ホテル大浴場タイル貼り工事」「市道▲号線■■—□□間舗装工事」など、件名から特定の業種の工事を判別できるものもありますが、「〇〇ビル改修工事」「〇〇マンション大規模修繕工事」「〇〇ハイツ▲号室現状回復工事」など、その書面の件名だけでは、建設業許可で定めている28種のどの業種の工事が施工された実績であるかが判然としないことも多々あります。

証明する側（申請者側）は、行ってきた工事の内容についてイメージがありますが、審査する行政庁の担当者からは、その書証を見て「本当に申請にかかる工事を請け負ってきた実績があるのか」わからないケースがほとんどです。このような場合には、あらかじめ工事の見積書や施工の工程表、工事の内訳書など、審査側が「なるほど、このような工事を行ってきたのか」と判断できる資料をそろえて補強するようにするとよいでしょう。

3

許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可には、一般建設業の許可と特定建設業の許可の2種類があります。一定の要件に該当する工事を受注し施工する場合、特定建設業の許可要件を充足する必要があります。

発注者（施主）から直接工事を受注する元請業者が、工事の「全部」または「一部」を下請に出す場合で、下請に出す請負金額の総額が以下に該当する場合は、「特定建設業」という、より厳格な要件を充足する許可を取得しなければなりません。

- ① 7,000万円以上（消費税込）となる場合（＝建築一式工事の場合）
- ② 4,500万円以上（消費税込）となる場合（＝建築一式工事以外の建設工事の場合）

(1) 専任技術者に関する要件の強化**① 指定建設業（7業種）の場合**

29業種ある建設業許可業種のうち、次の7つの業種については、「指定建設業」として、専任技術者を1級の国家資格者または国土交通大臣が認定した者から選任しなければなりません。

指定建設業＝土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、
鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

② 指定建設業以外の建設業（22業種）の場合

元請として工事現場監督や現場代理人のような資格で工事の技術

面を総合的に指導した一定期間以上の実務経験を有する者の中から専任技術者を選任しなければなりません。

(2) 財産的基礎等

特定建設業の許可を得るためには、倒産することが明白である場合を除いて、建設業の請負契約を履行するに足りる以下に掲げる財産的基礎または金銭的信用を有していることが必要です。

新設企業の場合は、創業時における財務諸表を用いて判断し、既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表の数値より判断します（35ページ(3)で解説）。

～著者略歴～

塩田 英治（しおた ひではる）



行政書士・海事代理士・個人情報保護士・知的資産
経営認定士

平成7年3月 行政書士登録。東京都行政書士会千代田支部所属。
建設業許可関連業務を中心に、旅行業登録手続、外国人の在留資格（ビザ）
関連手続、日本国籍取得（帰化許可）手続、医療法人関係許認可手続など
幅広い分野で活躍。

事業継続計画（BCP）策定、プライバシーマーク認証支援、知的資産に
基づく経営支援など、コンサルティング業務にも精通し、年間を通じて全
国各地で講演を行う。

東京都庁の建設業課相談窓口で許可相談員を委嘱され、令和5年1月で満
20年を迎えた。

東京都行政書士会建設宅建部員

東京都行政書士会千代田支部副支部長

日本行政書士会連合会第二業務部専門員

東京都行政書士会企画開発部員・新規業務研究会座長

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター監事等を歴任

特定非営利活動法人知的資産経営たから監事

一般社団法人全国建行協副理事長・事務局長

中央大学行政書士白門会副会長

ボウリング（ベストスコア:スクラッチ266）をこよなく愛し、ソフトボ
ール（ピッチャー）、硬式テニス、バレーボール、フットサルもこなすスポ
ーツ好きでもある。